

## 礼文町建設技術者修学資金貸付条例

### (目的)

第1条 この条例は、建設技術の資格取得を目的とした、専門教育機関等での教育を受け、卒業後、町内において建設技術者として業務に従事し、修得した技能、技術を活かし町の発展に寄与する者に対して修学資金を貸付け、もって有用な人材を育成することを目的とする。

### (貸付対象者)

第2条 修学資金の貸付を受けようとする者は、本町住民の子弟であって次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学において国土交通大臣が指定した土木学科又は建築学科を専攻する者
- (2) 前号のほか、人材確保上、特に町長が必要と判断した者

### (貸付金額等)

第3条 修学資金の貸付金額は次のとおりとする。

- (1) 在学期間中月額10万円以内
  - (2) 入学支度金30万円以内(ただし、町内中等教育学校、高等学校を卒業し、町外専門教育機関等へ進学が決定した者)
- 2 入学支度金は1回限りとし、高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学に入学した年度に貸し付けることとする。
- 3 修学資金は無利子とする。

### (貸付の申請)

第4条 修学資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人2人を定め、規則で定めるところにより町長に申請するものとする。

- 2 前項の規定による申請があったときは、町長は貸付の可否及び貸付金額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

### (連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

- 2 修学資金の貸付けの決定を受けた者は、連帯保証人が欠けたとき又は破産その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて町長に届出なければならない。
- 3 連帯保証人は、連帯して債務を負担するものとする。

### (貸付の取消等)

第6条 修学資金の貸付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は貸付の決定を取消し、又は貸付を停止するものとする。

- (1) 高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学を退学したとき。
- (2) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。

- (3) 傷い、疾病その他の事由により修学が困難であると認められるとき。
- (4) 不品行等により修学資金の貸付を受ける者として、適当でないと認められるとき。
- (5) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込がなくなると認められるとき。

2 修学資金の貸付の決定を受けた者が休学したときは、町長は休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、修学者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸付されたものとみなす。

(償還)

第7条 修学資金の貸付を受けた者が卒業後本町において建設技術者として業務に従事していないときは、当該貸付の終了した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した日（以下本条において「経過日」という。）において、経過日の翌日から起算して90日以内に規則で定めるところにより貸付金を償還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず修学資金の貸付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、当該理由の生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に規則で定めるところにより貸付金を償還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により貸付金の決定を取消されたとき。
- (2) 本町において第1条の業務に従事した後、当該業務に従事しなくなったとき。

(違約金等)

第8条 貸付金を償還すべき者が前条第2項各号の規定に該当する場合は、貸付を受けた額の100分の10に相当する額の違約金を徴収するものとする。

2 貸付金を償還すべき者がその償還期限までに償還金及び違約金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、その未納額100円につき1日3銭の割合をもって償還期限の翌日から支払の日までの日数によって計算した延滞利息を徴収する。

3 町長は、特別の事情があると認めるときは第1項の違約金又は前項の延滞利息の全部又は一部を免除することができる。

(償還の免除)

第9条 町長は、修学資金の貸付を受けた者が、専門教育機関等を卒業後資格を取得し、1年以内に建設技術者として本町において業務に従事した場合においてその業務に従事した期間が修学資金の貸付を受けた期間に達したときは、規則で定めるところにより貸付金の償還の債務を免除することができる。

2 町長は、修学資金の貸付を受けた者が貸付を受けた期間の2分の1以上の期間その業務に従事したときは、規則で定めるところにより貸付金の償還の債務の一部を免除することができる。

(償還の減免等)

第10条 修学資金の貸付を受けた者が、次の各号の一に該当し、事情やむを得ないと認められ

るときは、町長は、その償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 身体障害者と認められるに至ったとき。

(3) 心身の故障により長期の休養を要するに至ったとき。

(4) 災害その他特別の事由により償還が困難と認められるとき。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。